

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和4年11月15日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1115第11号により、測定項目の留意事項の一部変更されましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和4年 11月 16日から適用

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
ADAMTS13活性	400点



保険収載内容の一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
ADAMTS13活性	400点	血液学的検査判断料 (※3 125点)	「D006」出血・凝固検査「34」
留意事項			
～ (略) ～			
<u>ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>			

※該当項目：2937 4 ADAMTS13-活性